

兵庫県留置施設視察委員会の意見報告書

1 活動状況(令和3年度)

視 察 状 況	1回 11留置施設を視察
会 議 回 数	1回 新型コロナウイルス感染症に対する感染防止のため、予定していた2回の会議は中止とした。
被留置者との 面 接 回 数	1 留置施設において2名の被留置者と面接

2 留置業務管理者に対する意見 留置管理業務に関するもの 1項目

3 意見及び措置

留置施設視察委員会の意見	留置業務管理者の講じた措置
<p>看守勤務員及び被留置者に対する新型コロナウイルス感染防止対策として、医療機関等と連携した早期検査態勢を確立し、感染者を早期に発見、隔離し、新型コロナウイルス感染防止につながる装備資機材の充実を図る等、引き続き留置施設の衛生管理の徹底に対する配慮が望まれる。</p>	<p>(1) 医療機関との連携 被留置者の発熱等による新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合には、即日PCR等の検査が判明する医療機関への受診を行い、新型コロナウイルス感染症の陽性者を早期に隔離して、同感染症のまん延防止を行っている。 また、感染者及び濃厚接触者と診断された場合は、保健所及び医師から指示を受け、必要な措置を実施している。</p> <p>(2) 装備資機材の使用等 新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者に対する処遇に対しては、留置担当官に、タイベックスーツ又は医療用ガウン、医療用マスク、ヘアキャップ、フェイスシールド及びゴム手袋を着用させ感染防止を徹底している。 また、体調確認には、非接触型体温計やパルスオキシメーターを使用している。</p> <p>(3) 衛生管理対策 ア 施設内の定期的な換気を実施している。 イ 留置担当官、被留置者に対する「マスクの着用、うがい、手洗い」の徹底。 ウ 面会室等の設備については、使用の度に、消毒作業を実施し</p>

ている。

エ 留置担当官の健康管理については、毎日検温を実施し、家族を含めた発熱等の症状があれば、医療機関での受診を行い、陽性者の発見、隔離を行っている。